

公安委員会	「道路交通法の一部を改正する	令和6年2月22日
説明資料No. 1	法律案」等について	交通 局

1 道路交通法の一部を改正する法律案

(1) 改正案の概要

ア 自転車等の交通事故防止のための規定の整備

- (ア) 自転車運転中の携帯電話使用等に関する規定の整備
- (イ) 自転車の酒気帯び運転等に関する罰則の整備
- (ウ) 自動車等が自転車等の側方を通過する際の規定の整備
- (エ) 自転車等に対する交通反則通告制度の適用に関する規定の整備

イ その他

- (ア) 運転の定義に関する規定の整備
- (イ) 普通仮免許の欠格事由等に関する規定の整備

(2) 施行期日

1 (1)ア(ア)、(イ)及びイ(ア)：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

1 (1)ア(ウ)、(エ)及びイ(イ)：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

2 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(1) 改正案の概要

保管場所標章に関する規定の削除

(2) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

公安委員会	「道路交通法施行令の一部を	令和6年2月22日
説明資料No. 2	改正する政令案」について	交通 局

1 改正の内容

大型自動車及び特定中型自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載重量が5トン以上）のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のもの（車両を牽引するものを除く。）が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることとする（道路交通法施行令第27条第1項関係）。

2 意見公募手続の実施結果

1について、意見公募手続（1月12日から2月10日まで）を実施した結果、36件の意見が寄せられた。

大型貨物自動車等の最高速度の90キロメートル毎時への引上げについて、賛成意見のほか、100キロメートル毎時に引き上げるべきであるという意見、交通事故への懸念等を理由に引き上げるべきではないという意見等があったが、これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとしたい。

3 今後の予定

2月27日（火）	閣議
3月1日（金）	公布
4月1日（月）	施行

公安委員会	令和5年における被疑者取調べ適正化のための	令和6年2月22日
説明資料No. 3	監督に関する規則の施行状況について	長官官房

1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等

皇宮警察、関東管区警察局及び都道府県警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施

2 令和5年中の監督対象行為の件数（いずれも都道府県警察）

監督対象行為（規則第3条） 10件（9事案）

※ 被疑者取調べの件数：約110万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

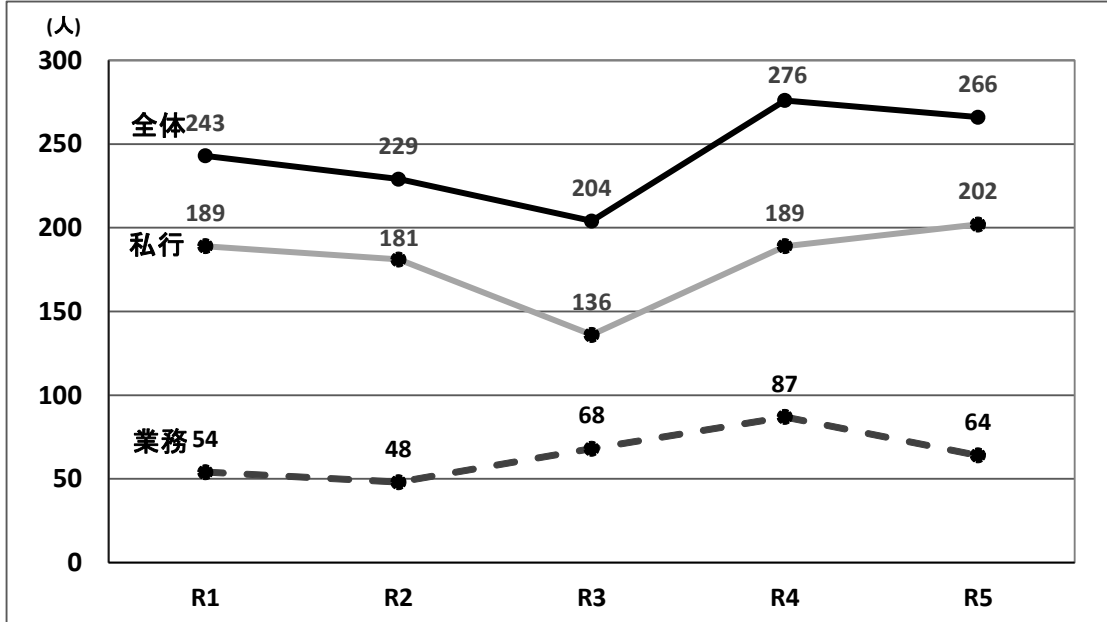
監督対象行為の類型	R1	R2	R3	R4	R5
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	1	1	0	2	3
直接又は間接に有形力を行使用すること(上記に掲げるものを除く)	2	4	4	2	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	2	4	2	4	0
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	3	5	2	3	4
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	2	3	0	2	1
合計	10 (7)	17 (12)	8 (7)	13 (10)	10 (9)

※ 合計欄の括弧内の数値は事案数

表2 調査（監督対象行為）の端緒別内訳 (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	1	7
	捜査部門からの連絡	6	
	留置部門からの連絡	0	
苦情等で認知	苦情等の申出	1	2
	その他	1	
合計			9

1 懲戒処分者数の推移



2 主たる事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		2	2	1	5(- 8)
被疑者事故等		1	3	7	11(- 7)
情報管理・取扱不適切					0(- 2)
職権濫用・収賄供応等		3	1	2	6(- 3)
犯人隠避等			1		1(- 1)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		5	1		6(+ 2)
物品管理不適切等			1		1(± 0)
その他の勤務規律違反等		2	7	8	17(-11)
暴行・傷害等		1	7	4	12(+ 3)
窃盗・詐欺・横領等	16	2	37	3	58(+18)
交通事故・違反	8	19	9	12	48(+19)
異性関係	11	19	50	9	89(- 4)
その他の法令違反等	7		3	2	12(-16)
監督責任					0(± 0)
計	42 (+15)	54 (+ 7)	122 (- 3)	48 (-29)	266(-10)

※ () 内は前年同期比を示す。

公安委員会	令和5年における日・米重大犯罪防止対処	令和6年2月22日
説明資料No. 5	協定(PCSC協定)の実施状況について	刑事局

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「PCSC協定」という。）は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの（平成31年1月5日発効）。

2 令和5年中のPCSC協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」（平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、PCSC協定の実施状況（令和5年中）について、以下のとおり報告する。

- (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数
（規則第7条第1項第1号関係） 0 件
- (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した
件数（規則第7条第1項第2号関係） 0 件
- (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数（規則第7条第1項第3号関
係） 0 件
- (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請
した件数（規則第7条第1項第4号関係） 0 件

1 概要

サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化を目的として、人材育成基盤装置を活用し、警察職員間でサイバー捜査やデジタル・フォレンジックに関する知識・技能を競い合うコンテスト。

都道府県警察対抗によるチーム戦の「サイバー捜査部門」と個人戦の「デジタル・フォレンジック部門」を実施。

2 サイバー捜査部門

(1) 競技内容

サイバー事案を想定したシナリオに基づき、事案の端緒から被疑者の特定までの流れに配意した設問について、自県及び自県の情報通信部情報技術解析課の職員3名1チームで、制限時間内の正答数等を競う。

(2) 開催日

令和6年2月8日（木）

(3) 出場所属

予選成績上位25チーム

(4) 開催結果

優勝 長崎県警察

第2位 茨城県警察

第3位 警視庁

3 デジタル・フォレンジック部門

(1) 競技内容

犯罪捜査に伴う電磁的記録の解析技術に係る高度かつ実践的な知見を問う設問について正答数等を競う。各情報通信部情報技術解析課から1名、各都道府県警察から1名が参加。

(2) 開催日

令和6年2月15日（木）

(3) 出場者

予選成績上位22名

(4) 開催結果

優勝 埼玉県警察

第2位 警視庁

第3位 愛知県情報通信部